FPA 短信

17/7/1

所得税配偶者控除等の見直しについて

平成 30 年 1 月から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが以下のように変更されます。

●配偶者控除の額が納税者本人の所得金額に応じて段階的に減額されます。

納税者本人の 1 年間の所得金額が 1,000 万円（給与収入の場合 1,220 万円）を超えると、配偶者の収入金額に関係なく配偶者控除は０になります。

（今までは納税者本人の所得に関係なく控除対象配偶者は一律 38 万円の控除を受けることができました。）

●配偶者特別控除の控除額も変更になりました。

配偶者控除と配偶者特別控除の控除額等は下図のようになります。

■文字は納税者本人　■文字は配偶者

（単位；万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除	配偶者特別控除									
		～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
	～1120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	－
	～1170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	－
	～1220 (～1000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	－
	1220～ (1000～)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－